

令和5年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

---

議事日程

令和5年9月6日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	15番 鈴木久夫君	16番 藤江徹君

欠席議員（1名）

14番 丸山千代子君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 成瀬千恵子君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 鳥居靖久君
建築部長 内田守君	上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君	教育部長 菅沼秀浩君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

---

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、御報告いたします。

14番、丸山議員は、体調不良のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

- 議長（藤江 徹君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は14名であります。  
議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

- 議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 吉本智明君及び3番 野坂純子君を指名いたします。

---

日程第2

- 議長（藤江 徹君） 日程第2、一般質問を行います。  
本日は、8人のうち3人の一般質問を行う予定でした。  
通告順位8番、議席番号14番、丸山議員から、一般質問の通告がありましたが、欠席届が提出されましたので、幸田町議会会議規則第61条第4項の規定に基づき、丸山議員の一般質問は行いません。  
会議規則第55条及び第56条の規定によって、質問時間は1人30分以内とし、質問回数制限は行いません。  
答弁時間も30分以内といたします。  
質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

1番、藤本和美君の質問を許します。

1番、藤本君。

- 1番（藤本和美君） おはようございます。  
通告書に従って質問をさせていただきます。  
1つ目は、本町の子どもたちのマスク着用について質問させていただきます。  
新型コロナウイルス感染症もインフルエンザ同等の5類扱いとなり、4カ月がたちました。厚生労働省は、3月13日以降、マスクの着用は個人の判断が基本と指針を発表しました。しかし、いまだ登下校中にマスクを着用している児童生徒が見られます。今のように、高温多湿下では、マスク着用により熱中症のリスクも高まります。これは、マスクをつけると、皮膚からの熱が逃げにくくなり、気づかないうちに脱水になるためです。

そこで、小中学生のマスク着用の現状についてお伺いします。

- 議長（藤江 徹君） 教育部長。  
○教育部長（菅沼秀浩君） 学校教育活動におきまして、5月8日から新型コロナウイルスの5類への移行に伴い、文部科学省の学校における、新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、マスクの着脱を強いることのないように、としております。  
そのため、児童生徒のマスクの着用につきましては、各家庭の判断に委ねているところでございます。

当初、多くの児童生徒がマスクを着用しておりましたが、暑い時期を迎え、熱中症対策として、次第にマスクを外す児童生徒が増えているのが現状と捉えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 1番、藤本。ありがとうございます。

夏休みが明け、多くの子どもたちは登下校中にマスクを外していますが、一方、暑さで真っ赤な顔をして、汗を拭きながらマスクをしている子どもも見られます。まだまだ暑い日が続きます。大人でも熱中症になったという判断はなかなかできないものです。暑さを感じるときや息苦しさを感じるとき、少しでも体を動かすときは、マスクを取るように、随時、教職員が声をかけているか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 学校におきまして、暑い場所での活動による熱中症の心配がある等の場合においては、マスクを外すように促すこともあるようでございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 室内、室外に限らず、熱中症予防の声かけは必要だと思いますので、今後もマスクをつけている子がいる限り、注意していただきたく、よろしく願いいたします。

子どもたちは、登下校も合わせると1日8時間以上、マスクを着用し続ける毎日を、約3年間続けました。心身の成長期である子どもたちの、マスク着用によるメリット、デメリットについて伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） マスク着用が心身の成長期である子どもたちに与える影響は、いろいろな考え方があり、一概にメリットやデメリットと言い切ることができません。

マスクの材質によって効果の違いはありますが、飛沫感染防止につながるとの考えを述べられていることもあれば、呼気による熱がこもりやすくなり、熱中症になりやすくなるという考えを述べられていることもあり、専門家の方が、それぞれの立場で、様々な見解を述べているのを把握しております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 熱、くしゃみ、鼻水、せきなど、症状のある方がほかの方への飛沫感染防止のためにマスクを着用することについては、効果が期待できます。しかし、マスク内は、人間の呼気により、一般的な空気中と比較して、酸素が20%減少し、反対に二酸化炭素の濃度が、約30倍になるとされています。

健康な子どもがマスクを長時間着用することは、マスク内の二酸化炭素濃度上昇や、酸素不足による脳への悪影響、表情が見えずコミュニケーションが妨げられ、言語習得能力を低下させる、熱中症の危険などおそれがあり、有志医師の会をはじめ、多くの医師が、マスクを長時間着用することは有害であると断言しておられます。

そもそも、インフルエンザウイルスやコロナウイルスの大きさはおよそ100ナノメートルで、マスクのフィルターの目は5,000ナノメートルですので、マスクの目はウイルスの50倍の大きさということになります。

ウイルス自体は、人が呼吸をするたびに、マスクを簡単にすり抜けることは御理解い

ただけるかと思えます。

文部科学省の学校環境衛生管理マニュアルには、教室等における換気の基準として、二酸化炭素濃度は1,500ppm以下であることが望ましいと記載しています。参考ですが、二酸化炭素濃度の人体への影響が出る数値として、3,000ppmで呼吸の数が増え、眠くなったり、集中力が低下したりする。4,000ppmで頭痛やめまい、倦怠感が出る人もいます。6,000ppmで頭痛やめまい、倦怠感に加え、過呼吸になる人もいます、という支障も出ています。

私は、マスクをつけると息苦しさで動けなくなることがあるため、二酸化炭素濃度測定器を購入し、自身でマスク内の数値を測定してみたことがあります。その結果、測定器をマスクに入れて1分経過した時点で、なんと1万3,000ppm以上を測定しました。

当然、マスクをしていると、人間はマスクの中の空気を吸ったり吐いたりしているので、二酸化炭素の濃度が高い、汚れた空気を吸ったり吐いたりしていることになります。その場合、個人差はありますが、人体への影響が出やすくなっていると言えるのではないのでしょうか。

幸田町は、ゼロカーボンシティ宣言しているので、二酸化炭素の増加により温暖化が進むことを懸念されていると思いますが、子どものマスクの中はゼロカーボンとは真逆の状態になっていると私は思っています。

ゴムひもが耳を引っ張ることにより、物理的に口呼吸になったり、息苦しさから常時、口呼吸になって、鼻呼吸によるフィルター効果も低下します。そのことが感染症を引き起こす原因となると指摘する専門家もいます。

口呼吸は口腔内が乾燥して嫌気性菌が増え、口臭がひどくなり、虫歯や歯周病になりやすくなります。

マスクを長時間つけていると、マスクの中の湿気と温度も手伝って、マスク自身が雑菌の温床となり、不快な臭いが出てきます。雑菌の温床となったマスクを口に一日中当てて、自分が吐き出した二酸化炭素とともに体内に吸い込み続けているというわけです。

これらのことから、健康な子どもにマスクは不要と考えます。

子どもたちが、自身でマスク着用のメリットとデメリットについて把握しているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 現在のところ、児童生徒のマスクの着用につきましては、各家庭の判断に委ねているところでありますので、マスクの着用についての、具体的にメリット、デメリットという観点で学校が指導することはございません。

しかし、熱中症対策としてのマスクの着用につきましては、文部科学省の通知を受けて指導をしておりますので、その点につきましては、子どもたちが理解しているものと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。

小学校の6年生の理科の教科書に、「体のつくりと働き」というページがあります。

そこに記載されていることは、吸う空気と吐いた空気に含まれる酸素と二酸化炭素の割合です。

吸う空気には、酸素が約21%、二酸化炭素が約0.03%含まれるのに対し、吐いた空気には、酸素が約17%、二酸化炭素が約4%と書いてあります。

また、このように書いてあります。人は鼻や口から空気を吸う。吸った空気は、気管を通過して肺に入る。人は肺で空気中の酸素を取り入れ、二酸化炭素を出している。

血管は、体の隅々に網の目のように張り巡らされ、血液を全身に運んでいる。肺で血液に取り入れられた酸素も全身に運ばれる。

このように、6年生の理科の教科書で、口と鼻の役割は学習できます。

中学生がよく雨の中、自転車で濡れたマスクを顔に張りつけたまま走っていることの危険性も、この教科書から理解できるはずですが、とても簡単な学びなので、例えば、朝の会やホームルームなどで、子どもたちに少しでもいいので教えてあげてほしいと思っております。

また、ニフティキッズというサイトが、小中学生にアンケートを実施したところ、マスク着用理由の1位は、素顔を見せたくないからでした。マスクを外した顔を見られることに抵抗がある子どもたちが、とても多いことが分かりました。

また、マスクを外すと、自分の顔に自信があると思われてしまう。友達の中で、自分だけマスクを外すと、仲間外れにされるかもしれないなど、外国ではあり得ないような、日本人独特の考え方が、子どもたちの間にも影を落とし、特に思春期の子どもたちは、友達の中で自分だけマスクを外すことができなくなっています。

人の目が気になったり、人と違うことができないなど、精神的な理由でマスクが外せなくなった子どもたちの現状把握をされているか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） マスクの着脱を強いることのないようにしておりますので、マスクが外せないのか、また、マスクを外さないかの把握をするような調査は実施はしておりません。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 学校がマスクの着脱を強制しないことや、各家庭での判断であることは理解しました。

しかし、例えば子どもが学校生活でだけマスクを外せないのでは何とかしてほしいと、多くの保護者の悲痛な声を私は聞いております。特に、女子児童生徒の保護者からは、自分だけマスクを外すと、友達から変な目で見られたり、何か言われたりするから外せないと、子どもが家庭で言うとのことでした。

子どもの思い込みもあるかもしれませんが、そのような相談を保護者から受けたら、学校はどのように対応されるか、教育長に伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 2学期が始まったところですが、新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザ患者も若干増えているとの報道もあり、心配をしているところであります。

マスク着用について、現在の状況を確認してみますと、1学期よりマスクを外している児童生徒が多くなってきたようで、小学校では、よりその傾向が強いようです。中学校でも、登下校時や体育の授業中、部活動時、体育大会の練習時など、間隔を取れるときや、熱中症が心配される場合などは、教師の呼びかけだけではなく、自己判断でマスクを外す生徒も多くなってきたようです。

9月2日の幸田町総合防災訓練において、幸田中3年生がRising Sunを踊ってくれましたが、ほとんどの生徒が、実際、マスクを外しておりました。

教室でもマスクを外す児童生徒が増えてきたようですが、一方で、教室内ではマスクをはめている児童生徒も、一定数いるそうです。

いずれにしても、学校ではマスク着用の有無による差別、偏見等がないように指導してきておりますが、そのような事態があるようでしたら、今後も同様、マスクの有無による差別、偏見を持たないように、指導していくことが大切だと考えます。

しかし、マスクの着脱につきましては、これまでも答弁させていただいていますように、あくまでも児童生徒個人や、各家庭の判断となりますので、その点につきましては、保護者の皆様に御理解いただけるよう、お願いしたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。

私には、中学生の子どもがいますが、周りの目を非常に気にする年頃で、みんながマスクをしているから外せない、誰かに何か言われるから、自分だけ外せない、と言って、マスクは暑いから嫌だと言いつつも、学校では外せませんでした。

そこで、友達と一緒に取ってみたらどうかと提案したところ、部活動の友達に話をして、みんな一緒に外すことができました。

思春期の子どもにとっては、自分だけ人と違うことをするという事は、とてつもなく勇気がいることであり、ほんの少しの大人の声かけで、一步を踏み出すことができたりまするものです。

子どもたちのマスク着用による悪影響のおそれも考慮し、周りの反応を気にしてマスクを外せないでいる子どもたちのケアや、適切な声かけを、保護者と学校と一緒にやっていただければと思っております。

今後、子どもたちが健全な学校生活を送れるか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 新型コロナウイルス感染症により、社会全体に大きな影響があったことは間違いなく、この間、子どもたちの命の安全を第一に考えて、学校生活を進めてまいりました。

給食での黙食、合唱やリコーダー演奏等の制限、対面での意見交流の制限など、これまで学校生活では考えられないような制限を強いられてきました。現在、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、以前のような活動に戻ってきており、子どもたちのコミュニケーション活動を制限するようなことは一切ありません。子どもたちの活気ある声が聞こえてきたり、友達と楽しく活動したりする姿が見られるようになってきました。

しかし、現在も新型コロナウイルスの感染者がいなくなったという状況ではありませんし、今後、インフルエンザの流行も考えられる状況です。

マスクの着脱につきましては、学校が児童生徒に強制するということはできません。いろいろなお考えがあると思いますが、児童生徒自身や、保護者の方の判断にいただいているところであります。

学校では、写真撮影のときや運動時、暑い場所での活動による熱中症の心配があるなどの場合においては、マスクを外すように促す場合もあります。また、今後、コロナやインフルエンザの流行時には、マスクの着用を促す場合もあるかもしれません。今後も必要に応じて、子どもたちに声かけをしていきます。

マスクをつけている、つけていないに関わらず、子どもたちの豊かな学校生活に向けて意見交流を図る事業や、コミュニケーションを図る活動、友達と協力して行事に取り組む体験等を重視し、児童生徒の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

学校だけでなく、子どもたちが顔を隠すためのマスクがなくても、笑顔を見せられるような、安心できる環境をつくってあげることが、私たち大人一人一人に課せられた責務であると思っています。

以上で、子どもたちのマスク着用についての質問を終わります。

続いて、2つ目、学校給食の安全性について、質問をさせていただきます。

科学技術の進歩により、フードとテクノロジーを融合させたフードテックという技術が注目されています。最新のテクノロジーを駆使することによって、全く新しい形で食品を開発したり、調理法を発見したりする技術で、新たな食の可能性として注目されています。

しかしその一方で、長期的な人への安全テストに懸念が残ったり、巨大ビジネスとなって、地元生産者を廃業に追い込むことにもつながりかねません。いつの間にか、消費者の知らないうちに、食品に混入されることのないよう注視する必要があります。子どもたちの学校給食には、特にアンテナを張っている必要がありますが、給食に使用する食材や、調理方法のこだわりの基準について伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 学校給食の献立につきましては、成長期の児童生徒の栄養バランスを考えながら、よりおいしい給食を提供できるよう、栄養教諭を中心に、献立作成委員会で検討され、旬の食材や行事食、日本の各地の地場産物、郷土料理などを盛り込んでつくられています。

給食で使用される食材は、安全な給食を提供するため、野菜類は国産で、生産地や流通経路が明確なものを使用しております。

ほかの食材も安全を第一に考え、着色料、発色剤などの添加物の使用がないことを確認しております。

また、調理方法につきましては、果物などの一部食品を除き、十分に加熱して、安全な給食を提供しているほか、こだわりとしましては、かつおぶしからだしを取っており、

化学調味料不使用のだしを使っていることが挙げられます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。幸田町の学校給食のこだわりについて、理解しました。

地場産であること、輸入食品がないこと、添加物を使用しないこと、かつおぶしからだしを取っていることなどは、幸田町の給食の自慢できるところです。毎月発行される給食だよりでも、地場産や行事食のことは知ることができますが、ぜひホームページなどの目に留まる場所で、こだわりについても宣伝していただければ、幸田町の給食っていいところが多いねと、広く内外に周知でき、イメージアップにもつながるので、提案いたします。

次に、給食に使用されるお米について、質問いたします。

給食には、幸田町のお米が使用されていますが、農薬使用状況について伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 農業、お米に関する御質問でございますので、環境経済部からお答えをさせていただきます。

幸田町におけるお米の農薬の使用状況については、ということでございます。

お米に限らず、農産物を育てる上では、特に病虫害や雑草に弱い農産物の収量と品質の維持、確保し、農作業の負担を減らしていくためには、農薬は必要不可欠な資材の一つとなっております。

農薬使用と聞きますと、何かと敬遠されがちなイメージがございますが、一般的には、水稻栽培における農薬の使用目的といたしましては、お米の品質を下げないための害虫を防ぎ駆除する、殺虫剤としての使用。それから、病気を防ぎ治療をする、殺菌剤としての使用。また、雑草を取り除く、除草剤としての使用などが主なものであり、これらの農薬の安全かつ適正な使用が確保されるよう、国により、農薬使用基準が定められており、基準を遵守して使用されております。

本町の状況につきましては、地元JAのほうへ確認をさせていただきましたところ、本町における水稻栽培におきましても、良品質なお米を安定的に多収生産し、出荷するために、苗をつくる時期から、長期に安定した病害防除の効果を発揮させる目的。また、稲が成長する時期や、穂をつくる時期には、雑草除去や病虫害防除をする目的で、それぞれ必要な時期に農薬を使用されているようではありますが、いずれにしても、基準を遵守し、適切な時期に、適切な方法で使用されているということでございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。慣行栽培のお米であると理解しました。

お米の残留農薬検査はどのように行われていますか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 農産物につきましては、その市場における有害な食品の回りを防ぐため、食品衛生法により、農産物中の残留農薬基準が定められ、安全性が確保されるよう、残留農薬検査が実施をされております。

本町で生産されるお米の残留農薬検査につきましても、JAに確認をいたしましたところ、

出荷をするために、JAのカントリーエレベーターに持ち込まれたものについて、その使用農薬等の生産履歴を確認しながら、併せてサンプル用に抽出された検体を、JA経済連の施設にて、残留農薬の分析を行うといった形で実施され、常に安全性が確保されたお米が出荷されている、そんな状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。現状、生産者がJAにお米を納品し、安全性の確認はJAが行っていると理解しました。

給食センターには、炊飯器の設置をしていないため、その後、パールライス安城工場で精米され、岡崎製パンで炊飯され、各学校に御飯が届けられるという流れだと理解しています。

お米以外の食材や加工品について、日本にも徐々に流通し始めたゲノム編集技術応用食品や、遺伝子組換え食品、昆虫食などが給食に使用されているか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 学校給食センターで扱う食品につきましては、事前に業者から食品栄養成分表や、原材料配合表の送付を受けており、その中に遺伝子組換えかそうでないかを分別している表記がありますので、そこで確認をしております。

したがいまして、遺伝子組換えかそうでないかは、納入業者において確認をしております、給食では遺伝子組換え食品の使用はございません。

ゲノム編集につきましては、その確認が難しいところでありまして、確認はできない状況でございます。

また、昆虫食を使用する予定はございません。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。

遺伝子組換えは、その植物が本来持っていない遺伝子を組み入れるイメージですが、ゲノム編集は、本来その植物が持っているゲノムの配列の1塩基を変えることによって機能性を変えるそうで、遺伝子組換えとは全く違うとのこと。

これまでの遺伝子組換え食品は、安くつくることができるとか、育てやすいなどの生産者メリットが押し出されていたのですが、ゲノム編集技術応用食品は、味がよい、栄養素が豊富に含まれているといった、どちらかという消費者メリットがうたわれています。

今、開発中のアレルギーが少ないとされる卵や、身の量が多いマダイ、養殖しやすいサバなど、今後、ゲノム編集された生鮮食品が日本の市場に出てきますが、遺伝子組換え食品やゲノム編集技術応用食品は、まだまだ不明な点が多い、未完成な技術であり、様々な懸念があります。

さらに、ゲノム編集食品については、事業者の届出は任意であり、食の安全性検査や、環境影響評価、表示義務もない現状では、消費者の知らない間に流通してしまう可能性があり、消費者の知る権利、選択できる権利が奪われています。

安さや、安易なうたい文句につられて、給食に入るのこないよう、そのような情報に対して、アンテナを張っている必要があるかと思えます。

子どもたちの安全な給食に対する町の考えについて伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであり、学校給食法や文部科学省が示している給食実施基準、衛生管理基準に照らして、適切な学校給食の実施に努めるものとされております。

幸田町の学校給食につきましても、これらの法律の規定、各種基準にのっとった給食を実施しております。

町から委託を受け、給食を調理している学校給食会は、安全な給食を提供するため、食材については、物資の納入業者の適切な選定を行い、安全な食材の調達に努めているところであります。食品の安全性は当然であります。食中毒や異物混入などの事故を防止するために、給食をつくる調理員らの健康管理や、調理場の衛生管理、調理器具の点検などを日々実施しているところであります。児童生徒へ安心安全な給食を提供するため、また給食を通じて食に関する様々な学習を行っていくために、学校給食の大切さを認識しており、これからも適切な学校給食の実施に努めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。食を巡る環境は大激変しており、学校給食も、それに対応できる知識を身につける必要があるかと思えます。今後も食の安全性を確保して、よりよい給食を目指していただきたく、お願いいたします。

以上で、学校給食の安全性についての質問を終わります。

最後に、LGBT理解増進法について、質問いたします。

先日、通常国会にて、6月23日に成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法は、事業主や学校における教育や啓発の実施、環境整備等を求める内容となっているほか、毎年1回、政府が施策の実施状況を公表する内容となっています。

ちなみに、LGBTとは、性的少数者の総称です。性的指向とは、人の恋愛、性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。ジェンダーアイデンティティとは、自分自身がどの性別に属しているかという自己認識や、感覚のことです。

性的少数者の方々が直面している問題を理解することや、差別することは許されないとの認識を持つことは、大切なことです。

しかし、価値観の押しつけに対する懸念や、性犯罪の増加に対する不安、スポーツ界におけるジェンダー問題など、諸外国が直面してきた社会的混乱が、日本でも生じるのではないかという社会的不安が広がっています。

これにより、これまで法案の存在がなくても、平穏に暮らしてきた性的少数者の方々が、逆に不安を感じたり、かえって社会の分断が生じる懸念も生じていることから、本町のLGBT理解増進法の運用について伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 本町のLGBT理解増進法の運用についての御質問です。

まず、LGBT理解増進法第1条の目的といたしまして、性的指向及びジェンダーア

アイデンティティの多様性に関する国民の理解が、必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定、その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする、と定められております。

そして、地方公共団体の役割としまして、第5条に、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、政策の実施に努めるもの、とあり、また知識の着実な普及に向け、第10条第1項に、心身の発達に応じた教育及び学習の振興と、また知識の着実な普及、相談体制の整備、その他の必要な施策を講ずるよう努めるものと明記をされております。

そこで、本町の取り組みといたしましては、令和5年7月1日に、幸田町パートナーシップの宣誓に関する要綱を施行いたしました。

この要綱の目的といたしましては、第1条に、この要綱はパートナーシップの宣誓を証明することにより、性的マイノリティーの自由な意思を尊重するとともに、人々が互いの違いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、誰もが自分らしく暮らせる、多様性に富んだ社会を実現することを目的とする、と定めております。

この目的は、今回制定をされました法律の目的と同じ方向性であるというふうに捉えております。

この要綱の策定につきましては、町のホームページですとか、広報への掲載により、周知を図っているところでございますけれども、本年度の事業といたしましては、10月15日に、NHK名古屋放送局コンテンツセンター副部長兼解説委員の山本恵子様を講師にお迎えしまして、ジェンダーに関するテーマの、男女共同参画講演会を予定しており、誰もが自分らしく暮らせる多様性に富んだ社会を目指していきたいと考えております。

また国の方では、令和5年8月9日の第1回性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議におきまして、総務省の取組概要のうちですが、地方公共団体が行う事務の印鑑登録証明書に、男女の別を記載しない取扱をすることが可能ということと、また、男女の別を記載しない住民記載事項証明書の交付に係る本人請求は可能の、この2点が明確をされております。

今後も引き続き、国の動向を注意しまして、また町民の皆様のごこういった考え方の理解を深めながら、性的少数者の方々を含めて、全ての住民の皆さんにとって住みやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。

LGBT理解増進法と、本町のパートナーシップ制度の目的の方向性が同じであると理解しました。

幸田町パートナーシップ制度について、町民からの要望や実績について伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） パートナーシップ制度の本町への導入の際ですけれども、社会教育委員、それから人権擁護委員、また関係部署の職員で構成をしております、幸田町男女共同参画推進委員会の委員の皆様から御意見をいただいております。

その中でいただきました御意見としまして、無意識に持っている偏見に気づく考えを持つことが大切であり、このパートナーシップ制度の導入は、大切なアクションであると捉えていらっしゃる方ですとか、導入をすることで、一層暮らしやすいまちになることを期待するといった御意見をいただき、誰もが暮らしやすい社会の実現への期待が高いということを感じました。

また、制度を導入することで、権利の濫用がないようにといった御意見もいただいております、制度の運用に当たっては、トラブル等が起こらないように、慎重に対応していく必要性も感じたところでございます。

本町におきましては、現在、パートナーシップの宣誓をされた方はお見えにはなりませんけれども、パートナーシップ、またファミリーシップ制度の宣誓に係る手続の簡素化に向けまして、県内の他の自治体との間におきまして、情報交換を行っているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。

現在、幸田町では利用実績はないとのことですが、今後も町民の声を置き去りにすることのないよう、運用をお願いいたします。

このLGBT理解増進法には、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く学校の児童及び生徒に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する教育を行う旨が定められています。

先日、町内の小学校で行われた保護者と、高学年の子ども向けの性教育の講演がありました。心の性は自分で決めていくという、1枚のスライドの内容を見た保護者から、今後、子どもに対して、このような教育が行われていくのではと、不安を感じる声を受けました。そのため、個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導が行われることが確保され、また、保護者や住民の理解が進まない段階で、行き過ぎた性教育が教育現場において実施されることはないか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 学校現場におきましては、学習指導要領に基づいて、道徳や保健などの学習で、性教育や人権教育について取り扱っておりますので、行き過ぎていると思われる教育が行われている状況ではございません。

また、学校によっては、助産師等の、外部から講師を招いて講話を行うことがございます。このような取組は、子どもたちの実態に応じて、各学校で必要なテーマを考えて計画されておりますし、講師の先生と趣旨等の打ち合わせをしております。

子どもたちが外部の講師から多様な考えを聞くことで、幅広い価値観を持つことができ、心豊かな自己形成ができるというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。講演会の趣旨については理解しました。

子どもが大人になるまでの間にたくさんの人と出会い、関わり、自己を形成していきます。私自身も、子どもの頃は、兄や兄の友達とばかり遊んでいたもので、いつも男の子になりたいという願望を持っていましたし、中学生の頃は、部活が同じ女性の先輩に憧れを抱いたりする時期もありました。しかしそれは成長の段階で普通に起こることです。

LGBTは病気ではないと、WHO世界保健機関も言っており、子どもの頃の経験は、性的マイノリティーであることが原因ではなかったことが分かりますが、もしその頃に間違った性教育を受けていたら、その後、自分がどんな人生を歩んでいたか想像もできません。

子どもたちの個々の成長段階で、自己を否定するような、保護者の理解が得られない性指導が行われないう、お願いいたします。

また、ほかの自治体で実際にあったトラブルとして、トイレや入浴施設などがあります。

トイレや入浴施設というのは、安心が担保されてこそ利用可能なものですが、最近子どもや女性を狙った犯罪も非常に増加しており、住民の理解が進む前に、利用の仕方や施設を変えてしまうということは、全ての人が住みやすいまちづくりからかけ離れてしまう可能性もあり、注意が必要です。

東京の例ですが、複合商業施設のフロアでは、男性用の小便器を除いて、個室は全て性別を問わない共用スペースに配置されました。

その当時、多様性に配慮したトイレとして話題を呼びましたが、女性客から、男性の目の前でトイレの個室に入りづらい。酔った男性客にトイレで話しかけられた。性犯罪が怖いなどの苦情が相次ぎ、警備員が常駐したりして対応しましたが、結局、開業からわずか3カ月余りで廃止され、男性、女性、多目的に分けたトイレに改修されました。

本町でも、女性専用トイレの代わりに、女性兼多目的トイレといったものが新設されるようになってまいりましたが、利用者が多い場所では、トイレ待ちの女性の大行列になることが予想されますので、新しくつくる際には、そういったことも考慮していただければと思います。

また、三重県では、性自認が女性と主張する男性が女風呂に入り、逮捕された事件など、女性や子どもの人権を脅かすことが日本でも実際に起こっています。

ほかの自治体で起こったトラブルを未然に防ぐ方策について、お伺いします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 他の自治体で起こった事例でございますけれども、誰でも使えるトイレを整備したということから、気軽に使えなくなったという御意見から、再び改修することになったという事案ですとか、性別を偽って入浴施設を利用するという、そういった問題が発生しているということは、承知をしております。

トイレに関する最近の裁判事例といたしましては、令和5年7月11日の経済産業省の職員が、職場の女性用トイレの使用を制限されているのは不当だとして国を訴えた裁判で、最高裁判所の判決があり、女性用のトイレの使用制限は不当という結果がなされました。

しかし、補足意見としまして、本判決は、トイレを含め、不特定または多数の人々の

使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。この問題は、機会を改めて議論されるべきであるとされています。

また、今後の事案のさらなる積み重ねを通じて、標準的な扱いや指針、基準が形成されていくことに期待したい。併せて、何よりこの種の問題は、多くの人々の理解抜きには、落ち着いたよい解決は望めないのであり、社会全体で議論をされ、コンセンサスが形成されていくことが望まれるとされております。

このことから、多くの事例の情報収集をしながら、慎重に対応していく必要があるという認識を持っております。

また、最高裁の補足意見ですけれども、事案を積み重ねることによって、標準的な扱いや指針、基準が形成されていくことに期待をしたいという、今現在、この段階であり、今後もこの国からの通知ですとか、判例を参考に、住民の皆さんの理解を得ながら、適宜対応するという心に心がけてまいりたいと思います。

今年度施行いたしました幸田町パートナーシップの宣誓に関する要綱は、決してカミングアウトを強要するものでもなく、申請に基づくものであり、申請をしないという選択も含めて、性的マイノリティーの方々が直面をしている問題を、少しでも取り除いていくことが大切であるというふうに考えております。

そして、誤った認識や、分からないことからくる不安を解消していくことで、このような問題を未然に防ぐ第一歩と考えております。

広報、ホームページ、または講演会等でLGBTに関する情報を正しく発信をしてみたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。性急に事を進めるのではなく、しっかりと議論をするということで、よろしく願いいたします。

実際に今、アメリカにおきましては、反LGBTQ法案が75本以上成立しているという現状など、法律の施行に伴い、住民を分断する前例が出てきております。

これは、学校現場に過剰な性教育が持ち込まれたことや、伝統的な文化や習慣を破壊されたくないという、国民の意思が反映された結果だと思えます。

今回は、LGBTの理解を増進するという法律ではありますが、本町におきまして、LGBTに関する条例の制定を検討されているのでしょうか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私から答弁させていただきます。

まず、条例の制定であります。まず、愛知県のほうでですね、今後、まず基本条例の取組の中からいきますと、愛知県人権尊重の社会づくり条例、これを根拠条例としたファミリーシップ制度の要綱を制定する予定というところまで聞いております。結論から言いますと、国・県の動向を見ながら、幸田町の条例制定についての研究をしながら、対応していくということでございますが、幸田町は今まで、担当部長からお話ありましたように、愛知県の中でも54市町村あるうちの25の市町村がパートナーシップの宣誓に関する要綱を制定しておるということであります。

これにつきましては、幸田町の第2次の男女共同参画の基本計画に基づきまして、や

はり性的マイノリティーの方々に対して、少しでも理解をしていくと。かつ、その生活される方々が、先ほど、お話ありましたトイレだとか入浴施設、こういったところで、本当にいろんな取組が、地域の方々も含めて、共通の理解が得られるような仕組みづくり、これが大事だと思っておるところでございます。

近隣では、条例を制定したのが岡崎市であるというところを得ております。やはり、これは今後とも、幸田町の実績云々の話もありましたけれども、やはり多様性のある社会の中で、一人一人の人が取り残されないという視点において、それらの方々全体の中で共通のルールをつくっていくという中での条例制定も、一つのありかなと思っておりますが、幸田町としては、まだまだ研究することがあります。

近隣の動向等を調査しながら、条例制定に向けた調査研究を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） ありがとうございます。

全ての人々が互いの違いを認め合い、個性と能力を十分に発揮し、誰もが自分らしく暮らせる、多様性に富んだ社会の実現を図ることを、今後も推進していくと理解しました。

憲法第14条で、全て国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない、という平等原則が定められており、いかなる理由であっても、差別や偏見があってはならないことです。

当事者、そして体力的に弱い立場の女性や、社会的に弱い立場の子どもたちの人権を逆に傷つけることのないよう、社会の分断を生むことにつながらないよう、正しい情報提供と慎重な対応、施策の実施をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を全て終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本和美君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時04分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、田境 毅君の質問を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従って質問をさせていただきます。

まずはじめに、1つ目であります。防災への備え、災害時の安全、円滑な避難体制構築をテーマに、質問をいたします。

本日も、私、ヤフーを使っておりますが、線状降水帯のような急な雨が、8時過ぎから約45分間にわたって降りました。こういった雨が、最近に至るところで発生してお

りますし、本町の中でも、そういった状況があり、大雨に対する意識が、住民の皆さんも事業者の皆さんも、大変高くなっている状態にあります。

9月2日に発生した台風2号による警報発出による指示において、小中学校への引取りと避難所開設が同じタイミングになったことで、避難所開設に支障が生じたということがありました。

避難所、学校、保育園など、警報発出や避難指示における連携に関して、安全、円滑に住民が行動できる見直しが必要であることが顕在化をしました。

今年には既に日本列島へ上陸する台風も発生しており、喫緊の課題であると考えております。

災害時の安全、円滑な避難体制構築を問うものであります。

本町の避難指示における避難所への移動手段は、安全で円滑に避難可能かなど、まず確認をいたします。

6月2日においては、風水害の際に、町が開設する6小学校と幸田高校で避難所を開設されていることから、そこに絞り、確認をします。

風水害における避難所開設後に、住民が避難所へ移動する手順及びその手段を確認いたします。

特に、移動に時間のかかる人や高齢者等の避難、こちらのほうもお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本町におきましては、内閣府のガイドラインに基づきまして、幸田町避難情報の判断、伝達マニュアルを定め、避難開始を決断するための情報と行動につきまして、その警戒レベルを5つのステージに分けまして、気象庁からの情報を参考にしながら、避難に関する情報を発令をしております。

例えば、高齢者等避難につきましては、警戒レベル3、警戒すべき気象状況となっております。警戒レベル4、非常に危険、極めて危険な気象状況である避難指示が発令する前に、避難をしていただくこととなります。

このたびの6月2日の台風2号による大雨に係る避難所の対応につきまして、このマニュアルに基づき、避難所の開設を行っており、このときは、避難指示の段階の一つ前の高齢者等避難を発令しまして、避難を呼びかけております。

なお、災害対策本部におきましては、高齢者等避難発令にあたり、昨年の線状降水帯の経験を踏まえまして、大事に至らぬ前、日没前の早めの避難所の開設を意識しておったところです。

避難所開設後の避難所への移動手段といたしましては、徒歩のほか、歩行困難な状況にある方、移動に時間のかかる方につきましては、自家用車を想定しているところです。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 移動に時間のかかる人も含めて、避難の必要な人が安全に避難所まで移動できるように、雨が弱く、日没前を意識して避難を指示をされております。

避難する住民の実態に十分配慮された指示であることが、把握ができました。

避難所への移動手段としては、徒歩のほかに、自家用車の使用が想定をされております。

この避難指示は、町職員により避難所が開設された後に出されるものと理解しておりますが、避難所を開設する際の職員体制や、学校施設との連携を確認いたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） このたびの高齢者等避難につきましては、避難所開設後、受入態勢が整った後に発令をし、避難を呼びかけております。

避難所の開設に当たっての職員体制としまして、各避難所、2名交代制で職員を配置しております。平常時から、あらかじめ各学校と鍵の管理、連絡体制等の連携を図り、速やかに避難所を開設できるよう、体制を整えております。

6月2日の対応につきましては、ここ数年、記憶のない平日、日中での開設となりました。夜間に比べれば、自宅等からの職員の招集等に要する時間も必要がなく、早期の開設に向けた着手ができたものと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 避難行動に関しては、防災、減災、安全安心基盤づくりに取り組むことで、住民への周知や各学区で実施される防災訓練などを通じて、地域の実情に合った、安全かつ円滑な避難が可能な状態の維持が図られていると理解しております。

一方で、今回取り上げた事象では、個々の対応であれば、円滑に運営できるものの、複数の対応が重なった場合に、うまく機能をさせられない事態が懸念をされます。

6月2日、避難所開設における課題対策はどのようなかを確認いたします。

住民は、風水害を見込んで事前に避難をする場合も想定されます。広報こうた8月号の特集記事でも、自主避難を促す発信を行い、住民への意識啓発に努められています。

自主避難も見据え、円滑な避難所開設が重要であることと読み取れますが、6月2日の避難所開設では、大雨警報発令による小中学生の引取タイミングが重なり、混乱が発生したことを現地で把握しております。全町での課題と捉え、避難所を開設する際の職員2人体制で、学校施設とどのように連携をする考えか、6月2日の問題点はどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） このたびの対応につきましては、災害対策本部を午前11時30分に設置をいたしまして、避難所開設につきましては、午後1時40分以降、順次体制を整え、6小学校と幸田高校を開設しております。

日中における避難所開設までに要する時間といたしましては、標準的には30分から45分程度で可能と考えてはおりますが、今回は、確かに開設までにそれ以上の時間を要した結果となりました。

議員御指摘の、小中学生の保護者による引取りのタイミングと重なったことで、避難所開設が遅れたということも否めないと考えております。

さきの答弁のとおり、あらかじめ各学校との連携は図っているところですが、今回、同時進行となりました保護者による引取りと、避難所開設で浮き彫りになった課題に関しましては、協議すべき問題と受け止めております。

災害の規模等により異なることもございますが、今後は迅速な情報共有に努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 避難所の開設と、小学校への児童引取指示が重なったことで、避難所周辺の交通混乱が発生したと理解をしました。

混乱を発生させないために、関係部門間で連携できる仕組みづくりの考えはどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 児童生徒の引取りにつきましては、災害の状況に応じ、児童生徒の引き渡しや、休校等の判断を、その都度協議してまいりたいと思っております。

混乱を招かぬよう、できる限り安全を確保した保護者による引取りに努め、関係部局間での迅速な協議連携を図ってまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 保護者から望まれる声として、小中学校と保育園での引取りの違いも是正することで、安全かつ円滑な引取対応に改善をすべきではないかと考えます。

見直しの考えはどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本町における今回の対応では、小中学校は、保護者による引取り、そして保育園におきましては、保護者による引取りも可能であるが、園での保育の継続も可能という、異なった対応でございました。

この判断の違いにつきましては、所管部局が違うということもございますけれども、園児の保護者におきましては、若い世帯で核家族、共働きであり、すぐには引取りに行けないという事情も考慮してのことであったかと思っております。

どちらの判断も正しかったのだと思いますが、その時々、状況に応じまして、各所管部局の連携を行い、不具合のない対応ができるよう、努力してまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、相見駅東エリア冠水状況を踏まえ、地域内の交通誘導の在り方を確認をさせていただきます。

相見駅東側エリアでの冠水において、住民の声が複数寄せられております。6月定例会では、相見駅東エリアの排水対策事業として、新たに1,000万円の予算を投じて検討が進められることとなっており、住民からも期待をされております。

被災者から当時の状況を伺うと、自宅周辺の冠水が発生しそうであったことから、事前に自家用車を水没しない高い場所へ移動させた。特に、低い場所の道路では、車の通行ができない水位になっており、自宅へ戻れず、途中で引き返す車が何台もあった。

周辺の道路が冠水によって通行止めとなったことで、迂回路を探して入ってきた車も多くあった。自宅前の道路がその入口に当たるため、車が通るたびに波が立って、土のうを積んだ玄関へ水が流れ込む状況であった。2年連続の状況であり、冠水対策をお願いしたいなど、被災された住民の生の声を聞き、住民に寄り添った、町としての支援の重要性を実感しております。

行政区での対応では、荷が重いと感じられる交通誘導に関して、冠水した道路を通行止めにして迂回させるなどの、現場の状況を踏まえた地域内の交通誘導の在り方は、考えを確認をいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 町内全域への影響が大きい町道の鷺田アンダーパスにつきましては、通行止めとなった場合の誘導対策モデルは作成し、誘導看板等の資機材を、相見駅倉庫に準備してございます。刻々と変化する状況におきましては、交通誘導に関するマニュアルを作成し、対応することは困難でございます。

そのような中で、冠水状況について、住民に情報提供を行うことは必要であると考えております。

昨年度より、庁舎3カ所のアンダーパスの冠水による通行止めの情報につきましては、タウンメール等により、周知を図ってございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 仕組みづくりが必要な案件だと考えます。例えば、緊急時の駐車場確保では、冠水が想定される場合は、民間事業者の駐車場に自家用車を駐車できるよう連携が図られています。町内の駐車可能な高台施設に対して、町として、緊急時の臨時駐車を可能とする協定を結ぶなど、住民が安心できる仕組みづくりの考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 特に、相見地区におきましての緊急駐車場の確保につきましては、その必要性を十分認識しているところでございます。この課題に対する取組といたしましては、以前から建設部とも話を進めてきております。

カメラ線沿いにあります都市公園にあらかじめ止めていただくよう、地元の区長と調整を行い、対応をさせていただいておるところでございます。

そのほか、地元の神社等への敷地へ止めていただけるような対応もさせていただいております。

ただ、これらの中には、防災ハザードマップ上の浸水エリア等に位置する場合もございますので、できる限り高台への移動が理想でございます。今後につきましては、高台にある民間事業者等の駐車場活用など、協力を呼びかけていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） こうしたタウンメールを活用したアンダーパス冠水時の通行止め情報発信は、情報提供項目として高評価であります。民間事業者目線では、住所などの活字情報だけでは場所が把握しづらいことから、直感的に理解できるハザードマップへの画像表示が望まれています。

今後、DX推進する中で、町公式LINE導入も検討が始まると聞いておりますが、直感的に理解できるハザードマップへの画像表示の考えはどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 委員の言われるとおり、活字情報だけでは場所を把握しにくい問題がございます。住民の皆さんが、より場所を把握しやすい方法といたしまして、アンダーパス以外の道路冠水につきまして、ホームページやLINEなどのSNSを活用

をすることにより、画像による位置表示により、直感的に理解、周知ができる方法につきまして、情報発信を担当する企画政策課と連携しながら、調査研究を進めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 町内の主な冠水想定エリアとその対応の考えはどのようなか、伺います。

本町においても、線状降水帯が発生し、200年に一度と言われる雨量が記録される事態になっております。

町内には、過去から冠水を懸念するエリアもあったと認識をしていますが、昨今の大雨による被災状況から、町内の冠水が想定される場所は顕在化し、対策が急務となっていると考えます。

町内の主な冠水想定エリアとその対応の考えはどのようなか、伺います。

主な冠水想定エリアをお願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 近年、豪雨時に浸水が確認されている主なエリアにつきましては、相見駅の東地区、菱池字六十石を中心とした駅西工業団地、野場字北切地区の赤川沿い、JRアンダーパス3カ所などでございます。

議員御承知のとおり、風水害対策といたしまして、防災ハザードマップを令和3年に作成しております。このマップにおきましては、1000年に一度程度の発生が予想される矢作川洪水想定区域並びに広田川及び乙川の流域浸水予想図の想定を下に、洪水や土砂災害が発生する危険性のある場所を示しております。

平成20年の8月末豪雨では、広田川の決壊による外水氾濫が発生し、特に大きな被害があったことから、幸田町内の浸水実績図を別途作成いたしまして、浸水深ごとの色分けをしております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 避難行動要支援者をはじめ、避難したくても自力ですぐに避難できない住民が一定数いると、認識をしています。

住民の命を守る対策はどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 避難したくとも、自力ですぐに避難できない住民の命を守る取組につきまして、現在、災害時避難行動要支援者対策といたしまして、個別避難計画の作成に向けた取組を進めております。

幸田町安全テラスセンター24における令和5年度の事業計画等におきましても、特に力を入れていきたい項目としております。

具体的に、本町の取組といたしましては、昨年度、市場区をモデル地区として検討会を開催し、個別避難計画を作成し、避難訓練を実施しております。

今後も、避難が必要な方に対しまして、各地区の自主防災会等と連携し、取組を進めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 恒久対策としては、菱池遊水地の稼働と承知をしています。それまでの間は、対象者が確実に避難できるソフト対策が必要と理解をしましたが、考えはどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先に答弁をさせていただいたとおり、本町におきまして、幸田町避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、気象庁からの情報を参考に、避難に関する情報を発令しております。

特に浸水想定エリアにお住まいの方に係る避難につきましては、幸田町からの避難情報が発令されなくとも、警報レベルの気象情報等が発表された場合、早めの避難を検討していただくことも必要と考えております。

また、災害発生時に置かれる状況は、一人一人違うため、自らの状況を確認し、避難の必要性やタイミング等について、自らの身は自分で守るという心得の下、いざというときに備え、あらかじめ考えておくことが必要であります。

浸水の危険があるエリアにお住まいの方には、事前に危険のない場所にいる家族や、親戚宅に避難しておく縁故避難を推奨しております。

しかしながら、事前に避難をすることが難しい場合もあります。御自宅からの避難が難しくなっている場合は、少しでも危険を回避できるよう、垂直避難をしていただくよう、呼びかけを行ってまいります。

先ほど委員から御紹介いただきました、広報こうた8月号では、「風水害から身を守ろう」と題しまして、避難行動についての記事を掲載しております。先に御紹介した防災ハザードマップ等により、住民の皆様へ、命を守る行動について、引き続き普及啓発してまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 6月2日の鷺田アンダーパスの冠水は、仲田・錦田のアンダーパスと比較して、短時間で通行可能となったと認識をしています。仲田及び錦田アンダーパスへ横展開し、反映できる対策はあるのでしょうか。どのようなか伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 仲田・錦田のアンダーパスにつきましては、周辺道路の排水ルートになっていることや、道路が低く、水が集まりやすい状況であるため、鷺田アンダーパスとは地形要因等が異なるため、横展開は難しい状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、県道アンダーパスの通行止め予防の考えはどのようなか、伺います。

錦田アンダーパスは、物流トラックや通勤バスをはじめ、経済活動へ大きな影響のある場所であります。緊急車両もその中には含まれます。分断をされるという懸念があるということです。

6月2日以前の大雨でも冠水しており、通行止め規制により、大きな影響が出たと認識しております。冠水時に通行止めにする安全対策に関しては、整備をされて運用されております。

県道アンダーパスの通行止め予防の考えを確認をいたします。

通行止めの最大の要因である冠水の予防策、これがどのようなか伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 幸田駅周辺に集まる雨水の排水については、鉄道敷の東西にある町管理の水路敷を通り、サイフォンで錦田アンダーパスを下越しして、広田川に流入しております。

想定を超える短時間の豪雨時には、排水先の広田川の水位上昇により、排水が困難となるため、内水氾濫となり、排水ルートとなる錦田アンダーパスに流入しております。

錦田アンダーパスは県管理であり、町が直接関与することはできませんが、町としてできることとして、昨年度、錦田アンダーパス周辺のサイフォンの管路清掃を行うなどし、排水改善を図りましたが、根本的な解決は難しい状況でございます。

町といたしましては、冠水時には、町のほかのアンダーパスとともに、県管理である錦田アンダーパスにつきましても、タウンメールによる情報提供をさせていただいております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 県道のアンダーパスであり、その管理は県であることは承知をしています。

想定を超える雨量による内水氾濫と分析されていることから、その対策については、アンダーパスへ流れ込む雨水が溜まらないように、排水し続けられる機器の整備が必要であると考えます。

例えば、アンダーパスに流れ込む雨水の量よりも、ポンプで排水する量が上回れば、理論的には冠水しないということであり、ポンプで排水をし続けるためには、広田川が排水ポンプを停止せざるを得ない水位に達しない状態を維持しなければなりません。

排水ポンプが稼働し続けられる水位で安定させる対策として、令和8年度に予定されている菱池遊水地の稼働が、解決するための恒久対策であると言えます。

過去から被災している実態から、1日でも早い稼働を望む声が寄せられております。

今年同様に、今後も6月2日には大雨になるタイミングであると想定をしています。それまでに、被害が防止できる水準の供用開始が期待をされていますが、町として稼働を早める考えはどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 令和8年度に予定されている菱池遊水地の正式完成前に、部分的にでも供用開始できないかということですが、部分的な供用開始により、少しでも早い浸水被害の軽減が図られることとはなりますが、部分供用開始により、工事効率が下がり、本体工事が遅れてしまう可能性や、部分供用開始時に流入した際の土砂撤去費用について、補助金を得ることができない可能性もあり、メリット、デメリットの両方がある状況でございます。

愛知県とも早期の部分供用開始について協議、模索してまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 一方で、内水氾濫は、雨水の排水能力を超える流入量になるために

発生するものと言われております。対策としては、町が管轄する排水ポンプをはじめ、排水能力増強対策が重要であると考えられます。

菱池遊水地の稼働と併せて、排水能力増強を進めることができれば、錦田アンダーパスの通行止めは予防できると考えられます。

排水能力増強対策の考えはどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 昨年度行ったサイフォンの管路清掃や、流末の観音水路の柵の清掃等を行うことにより、内水氾濫の対策を行っておりますが、根本的な解決については、菱池遊水地の完成に期待するところでございます。

それに併せて、現状、道路排水対策にも活用させていただいています町管理の5つの農業用排水機場のうち、1排水機場、菱池が更新完了し、2つの排水機場、鷺田、新田が更新事業中、今後、2排水機場、六栗、永野の更新計画がございました。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 広田川の治水対策については、町外も含め、広田川流域の住民、事業者が、安全で安心できる幸田町の環境づくりに欠かせないものであります。

昨今の想定を超える雨量に対する恒久対策として、一日でも早い稼働、大雨が想定される時期の前までに、県と連携して実現されることをお願いをいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 菱池遊水地につきましては、用地買収も短期間で御協力をいただくなど、地域住民の期待も大変大きなものであると認識しております。

今後も愛知県と連携しながら、一日でも早い完成となるよう、事業を推進していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） みんなで知恵を絞り、乗り越えるべき課題であると考えております。町外の関係者も含め、総知・総力で、地域住民の期待に応えていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

次のテーマとしましては、さらなる産業・地域活性化をということで、テーマに質問をさせていただきます。

5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類に移行しました。ようやくウイズコロナからアフターコロナに転換しつつあると言えます。

アフターコロナへの転換に伴い、日本では経済正常化への期待が、改めて高まっています。

中小企業は、日本の企業数の99.7%を占め、日本の雇用労働者の7割を占めており、経済的にも社会的にも重要な役割を担っています。いわば、日本の経済発展の源泉であると言えます。

1990年代から中小企業は減少傾向であり、事業継承問題等から、さらなる減少が進むと言われており、日本の経済と国民生活に大きな影響が及びます。地域経済、社会の再生・発展に向けて、地域経済の圧倒的な部分を占める中小企業と、住民、地方自治

体の連携を高めることが必要とされております。

本町は、ものづくり城下町であります。中小零細企業が元気に活躍できる環境づくりは、地域活性化に直結するものであります。

アフターコロナを見据えた産業・地域活性化が課題であると考えております。さらなる本町の発展に向けて、行政としての役割は大きく、行動・実践を問うものであります。

まず、県内町村における中小企業振興基本条例の県内制定状況と、本町の考え方はどのようなか、伺います。

はじめに、県内町村における中小企業振興基本条例の制定状況はどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 地域の中小企業の振興を主目的とした条例の制定している県内町村の状況といたしましては、令和5年4月末現在でありますけれども、県下16町村のうち5町村が制定している状況でございます。

なお、市も含めた状況といたしましては、同じく4月末時点で県下54市町村のうち25自治体であり、西三河管内の10市町では、5市が制定している状況でございます。

また、お隣の蒲郡市におきましては、既に条例を制定済みであり、令和4年4月に施行されている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 労働団体においても、条例制定に取り組んでおります。これは、連合が日本最大のナショナルセンターとして、全ての働く者に向けた運動を展開することが、社会的責務として求められているためであります。

一方、日本の雇用労働者の7割が中小企業で働いておりますが、大半が労働組合に入っておらず、組合加入率は約16%と言われております。

このような企業個別の労働運動が難しい状況においても、中小企業で働く労働者全体の雇用の安定と、労働条件の向上に向けた取り組みが必要とされており、そのために、中小企業の経営の安定と発展に向けた取組を進めることの意義は大きく、町としての責務と考えております。

本町の考えはどのようなか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 地域の中小事業者の振興を推進するための条例につきましては、本町ではまだ制定していない状況であり、これまでも、何度かこの議会の場においても、制定に向けた町の考え方等についての御質問をいただいているところでございます。

何かと中小の事業者に対して風当たりが強いこの大変な時期に、またアフターコロナも見据えたこのタイミングでの本町といたしましても、将来に向けて地域産業の中核を担う、町内の中小の事業者の振興、また地域の産業全体の活性化、促進等を、さらに推し進めるため、この条例の早い段階での制定が求められている状況であり、また、必要なフェーズに来ているというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、行政としての役割、条例制定することによる効果はどのようなか、伺いたいと思います。

中小企業振興基本条例は、産業地域を活性化するための条例であり、アフターコロナを見据え、町として早期に制定すべき重要な条例と考えられていることが分かりました。

早期に制定を考えられておるわけですが、行政としての役割、こちらを確認いたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 地域の中小企業に最も身近な行政である町の役割といたしましては、中小企業振興に関する各種の支援施策や、地域の実情に適した総合的な産業振興施策等を策定し、実施し、推進しなければならない責務を有することであると認識をしております。

条例は、町が行う各種施策を実施するに当たっての根拠となるものであり、制定することで、行政の主体的な姿勢・考え方・責任等が明確になるものとも考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 町の姿勢・責任を明確にして、地域の実情に合った施策を推進する役割であることが分かりました。

中小企業振興基本条例を制定することによって、見込まれる効果を確認をします。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 条例を制定することによる効果につきましては、町が進める中小企業の振興、地域産業の振興に係る目的や基本方針、さらには、基本的施策等が明確になることで、まちづくりの計画や各種の施策に反映することが可能となり、結果、町民の理解と協力を得ながら、地域ぐるみで中小の事業者に対しまして、より効果的な支援が行えることができるものと考えております。

また、併せて地域の課題や産業の諸問題等を表面化させた上で、こうした課題・問題等の解決に向けた迅速な対応策に結びつくことも大いに期待できると、こんなふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、条例を制定するための課題はどのようなか、伺いたいと思います。

地域ぐるみで中小企業への効果的な支援につながるのとことでもあります。事業者の期待は大きいものと承知をしております。条例制定までの取組はもちろんであります。制定後においても効果が薄れることなく、持続させる必要がある、そう考えております。

町民の理解と協力を得ながら推進することが必要不可欠と理解をしましたが、先行事例などから、本町として、条例を制定するための課題はどのように捉えられておるのか、こちらを伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 条例を制定するための課題はということでございます。過去に条例制定を行われた県内外の他の自治体の事例を見てみますと、条例は制定したも

の、条例に直接関係する当事者も含めた、周り全体の理解が進まないケースであったり、条例を基にした具体的な施策検討が進まないケースなどが、実際に多く見られるようであります。

条例の制定に当たっては当然のこと、当たり前ではありますが、条例をどうつくっていくのか、どう動かしていくのかが重要でありますので、逆に言えば、それがそのまま課題であると考えております。

なぜ条例が必要なのか、この条例を下に何を進めるのか、将来この地域をどうしていくのかといった意識を、地域の皆が共有するとともに、併せて条例を基に、中小企業の振興や地域産業の活性化につなげるための具体的な取組、具体的な支援政策について、中長期的な視野に立って、積極的にかつ戦略的に、そして条例制定と同時並行的に実践していくことが必要であると考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、中小企業振興基本条例を制定すべきときに来ていると思います。条例制定の考えはどのようなか、理念条例を目指すのか、こちらについて確認をさせていただきます。

現時点では、県や国、先行事例などを研究しながら、条例構築のさなかであると承知をしています。中小企業が発展することにより、地域経済、社会も発展し、地域の再投資という好循環、持続的に発展する社会にするためにも、基本となる中小企業振興基本条例の制定が必要になります。

例えば、町長の交代により、中小企業振興施策に影響が出ないように、基本条例を制定しておく必要がある、こういうふうと考えております。さらなる産業地域活性化を実現するため、中小企業振興基本条例を制定すべきときだと考えておりますが、条例制定の考えはどのようなか、改めて確認をします。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 先ほども申し上げましたように、近年、地域の中小企業の振興を主目的とした条例の制定が注目され、県下におきましても、多くの自治体が条例制定に向けて動いている、かじをとっている状況でございます。

本町におきましても、今回の議員からの御質問をいただいたこのタイミングではもちろん、これまでにも、議会での御質問や答弁の中で、さらにはふだんの会話の中などでも、様々な議員から御提言をいただきながら、その都度、意見交換等もさせていただいたところでございます。

こういった状況の中、過去、議会の場においても、町の考え方、今後の動き方等について問われ、制定に向けて動いてまいりますの趣旨で、具体的に御答弁をさせていただいた経過もある状況であり、こういった経過を受ける形で、今年度、令和6年4月の施行に向けてといたしまして、必要な調査に、できる事前準備に、実働として現在動いている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 条例制定の考え方として、理念条例を目指すのか、確認をいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 実際に制定を目指す条例の形態につきましては、国の中小企業基本法及び小規模企業振興基本法を根拠法令といたしまして、愛知県と同じく、また近年制定された条例の主流となっております町の考え方や、施策の骨格的な部分を示す形態である、議員の御質問にもございます、理念型条例の制定を目指していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、条例制定に向けた推進体制と、計画はどのようなかを伺います。

条例の必要性を理解することや、実効性のあるものにすること、こちらが課題と捉えられております。

なぜ条例が必要なのか、共有し、支援には戦略的なビジョンが必要である、そういうことであります。

条例制定に向け、課題解決する推進体制はどのようなかを確認をいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 条例制定に向けた推進体制、動き方についてでございます。

条例の制定に向けては、先ほど申し上げましたように、令和6年4月の施行を目指して、現在、事務を進めているところであります。

制定するに当たっては、当然のこと、その条例に何をどう盛り込んでいくのが重要であります。取り組むべき視点といたしまして、町民や産業従事者に対し、町の考え方や取組内容が十分伝わるものとなっているか。また、地域の具体的なニーズに対応できるか。また、具体的な実効性が確保できるか。さらには、地域の将来を担う人材の育成につながるものとなるか等を挙げて、現在、詳細な検討を詰めているところでございます。

また、条例制定の動きと併せまして、地域経済や地域振興につなげるための具体的な中小企業支援施策等の事業実施も必要になってまいります。ウイズコロナからアフターコロナと移り行く中、現在、地場産業を盛り上げるための施策も展開をさせていただいているところではございますが、条例制定に先立つ動きといたしましては、今年度、町内の中小の事業者の方々が、現状においてどのような支援を求められているのか等のお考えや要望等を、しっかり把握するためのアンケート調査を実施しているところでございます。

このアンケートの結果や、事業者さんからの反応については、今後の条例制定や、具体的な支援政策の検討に向けた動きの中で、しっかり反映していきたいと思っております。

一方、今後、具体的な支援施策等を考えるに当たっては、幅広い知識や意見を集約、反映できる形で進めていきたいと考えておりますので、行政内だけで完結するのではなく、企業関係者や有識者等の方々も含めた形での推進検討会のようなものの設置も、イメージをしているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 条例が実効性のあるものになるか否かは、条例制定後の、関係者間

の継続的な情報共有の場を設置されることが大きく影響されることを、先進地で活躍された推進者から学びました。条例制定はスタートラインであり、改善のPDCAサイクルを回し続けることで、時代のニーズが反映された、よりよいものになるということです。関係者の持続的な協力も必要になります。

計画はどのように考えられているのか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今後制定をしていく条例、さらにはそれを具体化する各種の支援施策、産業振興施策等につきましては、いずれもしっかりと計画立案し、皆様の御理解と御協力の下、確実に実施をしていき、かつ、タイミングを見て立ち止まり、状況分析・評価・改善等をしてしながら、継続的に実行していくことが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、条例をすることが、中小企業振興や、地域経済振興を目指すためのきっかけや手段となるのではなく、条例をつくること自体が目的となってしまうないように、さらには、せっかく制定したその条例自体が、いわゆる絵に描いた餅とならないように、今から必要な調査や準備を進めながら、確実な工程管理の下、制定に向けて、またその後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 中小企業振興基本条例制定による効果の事例としましては、様々な部分でよい効果が出るとされております。

例えば、自治体、中小企業、地域経済、労働組合、大学教育機関、市民・住民、様々なステークホルダーといったところに好影響が出るということであります。

中小企業は、日本の経済発展の源泉であります。中小企業が発展することにより、地域経済、社会も発展し、地域の再投資という好循環、持続的に発展する社会の実現が望まれております。

本町は、自動車産業、自動車関連企業を中心としたものづくりの町として、町内外で認知されていると承知をしています。中小企業振興基本条例の制定が町民の幸せやうれしさにつながるように、地域経済、社会の再生・発展に向けて、地域経済の圧倒的な部分を占める中小企業と住民、地方自治体の連携を高められることに期待をし、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境 毅君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月11日月曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問をされた議員は、議会だよりの原稿を9月21日木曜日までに、事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会とします。

散会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和5年9月6日

議 長

議 員

議 員